

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第10号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の号の細目（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の号の細目の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 別表（第2条関係） 1 初診時特定療養費 (1) <u>魚沼基幹病院</u> <u>2,160円</u> (2) <u>燕労災病院</u> <u>3,240円</u> 2 （略） 3 入院室料差額 (1) <u>魚沼基幹病院</u> ア <u>特別S室</u> <u>1日につき</u> <u>10,800円</u> イ <u>特別A室</u> <u>1日につき</u> <u>6,480円</u> ウ <u>特別B室</u> <u>1日につき</u> <u>5,400円</u> エ <u>特別C室</u> <u>1日につき</u> <u>4,320円</u> (2) <u>燕労災病院</u> ア <u>特室A</u> <u>1日につき</u> <u>12,960円</u> イ <u>特室B</u> <u>1日につき</u> <u>8,640円</u> ウ <u>個室A</u> <u>1日につき</u> <u>5,400円</u> エ <u>個室B</u> <u>1日につき</u> <u>4,320円</u> オ <u>個室C</u> <u>1日につき</u> <u>3,240円</u> カ <u>2人室A</u> <u>1日につき</u> <u>2,160円</u> キ <u>2人室B</u> <u>1日につき</u> <u>1,620円</u> ク <u>4人室A</u> <u>1日につき</u> <u>1,080円</u> 4～8 （略） 9 健康診断料 (1)～(3) （略） (4) <u>短期人間ドック料</u> ア <u>通院1日コース</u> <u>1人につき</u> <u>43,200円</u> <u>ただし、通院1日コースにおける検査、</u> <u>診断等に併せてHCV抗体検査を行った場</u> <u>合は1,170円を、脳オプション検査を行っ</u> <u>た場合は41,040円を、がんオプション検査</u> <u>を行った場合は17,280円を、その他医学的</u> <u>知見に基づき、必要な検査、診断等を行っ</u> <u>た場合は当該検査、診断等について点数表</u> <u>により算定した額に1.08を乗じて得た額(そ</u> | 別表（第2条関係） 1 初診時特定療養費 <u>2,160円</u> 2 （略） 3 入院室料差額 (1) <u>特別S室</u> <u>1日につき</u> <u>10,800円</u> (2) <u>特別A室</u> <u>1日につき</u> <u>6,480円</u> (3) <u>特別B室</u> <u>1日につき</u> <u>5,400円</u> (4) <u>特別C室</u> <u>1日につき</u> <u>4,320円</u> 4～8 （略） 9 健康診断料 (1)～(3) （略） |

の額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

イ 脳ドック 1人につき 51,840円

ただし、医学的知見に基づき、脳ドックにおける検査、診断等以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

10～27 (略)

28 病衣使用料

(1) 魚沼基幹病院 1日につき 70円に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

(2) 燕労災病院 1日につき 100円に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

29 選択メニュー提供料

(1) 魚沼基幹病院 1食につき 20円

(2) 燕労災病院 1食につき 50円

30～43 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
| 1の項第1号 | (略) | |
| (略) | | |
| 3の項第1号 | (略) | |
| (略) | | |
| 28の項第1号 | (略) | |
| (略) | | |

10～27 (略)

28 病衣使用料 1日につき 70円に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

29 選択メニュー提供料 1食につき 20円

30～43 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
| 1の項 | (略) | |
| (略) | | |
| 3の項 | (略) | |
| (略) | | |
| 28の項 | (略) | |
| (略) | | |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。